

少子化対策・子育て環境の整備

# 子育て世代への経済的支援の拡充

## 現状

- ・和歌山県の人口は昭和60年の約108万7千人をピークに減少に転じ、令和5年4月1日現在では約89万6千人
- ・第二次ベビーブーム時の昭和48年に18,590人であった出生数も、令和3年には5,514人まで減少
- ・合計特殊出生率は昭和50年から人口置換水準の2.07を下回っており、令和3年は1.43
- ・理想の子供数を持たない理由として、「子育てにお金がかかりすぎる」などの経済的理由が一番多い

## 【本県の取組】

### ●子供の医療費助成制度

- ・医療費の自己負担分を助成

対象	就学前	小・中学生	18歳まで
負担割合	県・市町村（各1/2）	市町村負担	市町村負担
実施数	30市町村	30市町村	19市町村

### ●幼児教育・保育の無償化

- ・国の支援対象となっていない利用料・副食費の一部について県、市町村で負担（各1/2）

## ＜主な支援策＞

利用料	・年収約270万円以上360万円未満相当世帯の第2子（0～2歳児） <table border="1" data-bbox="579 1435 1252 1503"><tr><td>国 1/2支援</td><td>県・市町村 1/2負担</td></tr></table>	国 1/2支援	県・市町村 1/2負担
国 1/2支援	県・市町村 1/2負担		
副食費	・年収360万円以上相当世帯の第3子（3人とも入所している場合除く） ・認可外保育施設の年収360万円相当未満の第2子、全ての第3子		

### ●学校給食費の無償化

- ・県内のほとんどの小・中学校で給食を実施
- ・一部市町村で独自に給食費の全額無償化を実施

対象	小・中学校	中学校のみ	小・中学校（第3子以降）
実施数	10市町村	1町	4市町

## 課題

- ・物価高騰などにより子育て世帯の経済的負担が更に増大し、若い世代が子育ての将来展望を描けない状況にある
- ・対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無等、市町村の財政力により市町村間での格差が生じている
- ・制度の維持や更なる制度拡充には恒久的な財源が必要となり、市町村財政において大きな負担となっている

子供を産み育てたいと希望する人が、子育てを断念する状況を阻止しないと少子化の流れが変わらない

## 具体的な措置

どこに住んでいても安心して子供を産み育てられる環境づくりのため、子育て世代に対する以下の経済的支援に取り組むこと

- 1 子供医療費助成制度の創設を早期に実現すること
- 2 すべての子供の保育料及び主食費・副食費を、世帯の所得にかかわらず無償とすること
- 3 学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること

# 不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設

## 現 状

### ●不妊治療の現状

- ・ 不妊の検査または治療経験がある夫婦は、4.4組に1組  
（「第16回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所）
- ・ 不妊治療によって誕生する子は、14.3人に1人  
（「不妊治療に関する支援について(令和5年4月1日版)」厚生労働省）

### ●生殖補助医療の保険適用の対象の拡大

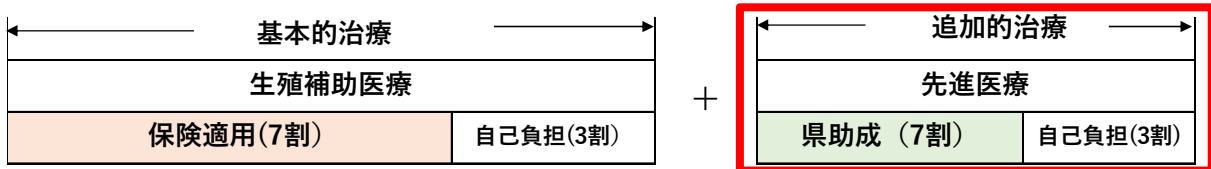
- ・ 令和4年4月から、「生殖補助医療」の体外受精・顕微授精等の基本的治療は保険適用
- ・ ただし、先進医療と認められた医療技術については、保険診療と組み合わせ実施することが認められているものの、全額自己負担

「先進的な医療技術として認められる技術(例)」

※子宮内の環境を遺伝子レベルで調べる検査、高性能顕微鏡によって選別した精子を使って顕微授精を行う手法等

## <本県の取組（概要）>

「先進医療」にかかった自己負担分の7割を助成(上限10万円)



## 課 題

- ・ 先進医療は保険適用対象外となっているため経済的負担が大きい
- ・ 希望する誰もが子供を産み、育てることができる環境整備が必要

## 具体的な措置

不妊治療において、保険適用範囲の拡大などの改善を図るとともに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと

# 学校におけるICT機器の更新支援や家庭学習に係る低所得世帯への通信費支援の充実

## 現 状

### ●国の動向

- ・社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなる中、Society5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けて、デジタルの力を活用し、教育の質を向上させるためのGIGAスクール構想が進められている
- ・GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方については関係省庁で検討し、端末の利活用等を踏まえ必要な措置を講ずるとされているが、公費負担については現在検討中

### ●本県の状況

- ・令和2年度末で、小・中・特別支援・高等学校の児童生徒への1人1台端末や校内LAN環境の整備を完了
- ・令和7年度に、県内の全ての自治体において、1人1台端末更新を予定

## 課 題

- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するためには、引き続きICT環境の整備が必要不可欠
- ・小・中学校における端末更新に関して、各市町村が負担する場合、財政的負担が極めて大きく、1人1台端末の利用環境の維持に支障が生じる恐れ
- ・高等学校においても、令和2年度に国の交付金を活用して配備を行ったものの、端末更新については、大規模な交付金の予定がなく、小・中学校同様に、1人1台端末の環境維持に向け、十分な財政支援が必要
- ・要保護児童生徒援助費補助金等の通信費の支援については、令和4年度より年額14,000円に増額されたが、まだ負担が大きく不十分

## 具体的な措置

- 1 1人1台端末の環境を維持できるよう、学習者用端末及び指導者用端末の維持・更新に対する継続的な財政措置を講ずること
- 2 経済的に厳しい環境におかれた子供たちが、オンラインによる家庭学習を支障なく行えるよう、現行の通信費補助制度を拡充すること